

高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域の解除等（1例目、伊達市） 及び搬出制限区域の解除等（2例目、飯舘村）について

令和4年11月29日（1例目、伊達市）及び12月7日（2例目、飯舘村）に発生した高病原性鳥インフルエンザについて、下記のとおり制限区域を解除しましたのでお知らせします。

記

1 1例目（伊達市）における移動制限区域の解除等

(1) 概要

国の防疫指針に基づく清浄性確認検査で陰性が確認され、その後も移動制限区域内の農場からの毎日の報告で異常はありませんでした。

このため、農林水産省と協議の上、以下のとおり移動制限区域（半径3km以内）を解除するとともに、消毒ポイントを閉鎖し、運営を終了しました。

(2) 移動制限区域の解除

ア 解除の時間 令和4年12月22日 午前0時

イ 制限解除の内容

移動制限区域内において、家きん、家きん卵、家きんの排泄物等の移動、移入及び移出の制限を解除

(3) 消毒ポイントの閉鎖・運営の終了

移動制限区域の解除に伴い、これまで稼働していた1箇所について、12月22日午前0時に閉鎖し、1例目に関する消毒ポイントの運営を終了しました。

2 2例目（飯舘村）における搬出制限区域の解除等

(1) 概要

発生農場での防疫措置が完了した12月11日から10日間が経過し、その間、制限区域内の農場からの毎日の報告で異常はありませんでした。

このため、農林水産省と協議の上、以下のとおり搬出制限区域（3～10km以内）を解除するとともに、消毒ポイントの一部変更を行いました。

(2) 搬出制限区域の解除

ア 解除の時間 令和4年12月22日 午前0時

イ 制限解除の内容

搬出制限区域内において、家きん、家きん卵、家きんの排泄物等の移入及び移出の制限を解除

(3) 消毒ポイントの一部変更

搬出制限区域の解除に伴い、これまで稼働していた4箇所のうち3箇所について、12月22日午前0時に閉鎖しました。

ア 制限区域の解除に伴い閉鎖した消毒ポイント

(ア) 国道115号線(東北中央自動車道 相馬玉野インターチェンジ 出口付近)
(相馬市東玉野地内)

(イ) 川俣町 おじまふるさと交流館(川俣町小島町畑12)

(ウ) 国道115号線(伊達市霊山町山戸田地内)

※ 上記以外の消毒ポイントは変更ありません。

※ 詳細は別紙を参照してください。

(お問い合わせ先)

福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

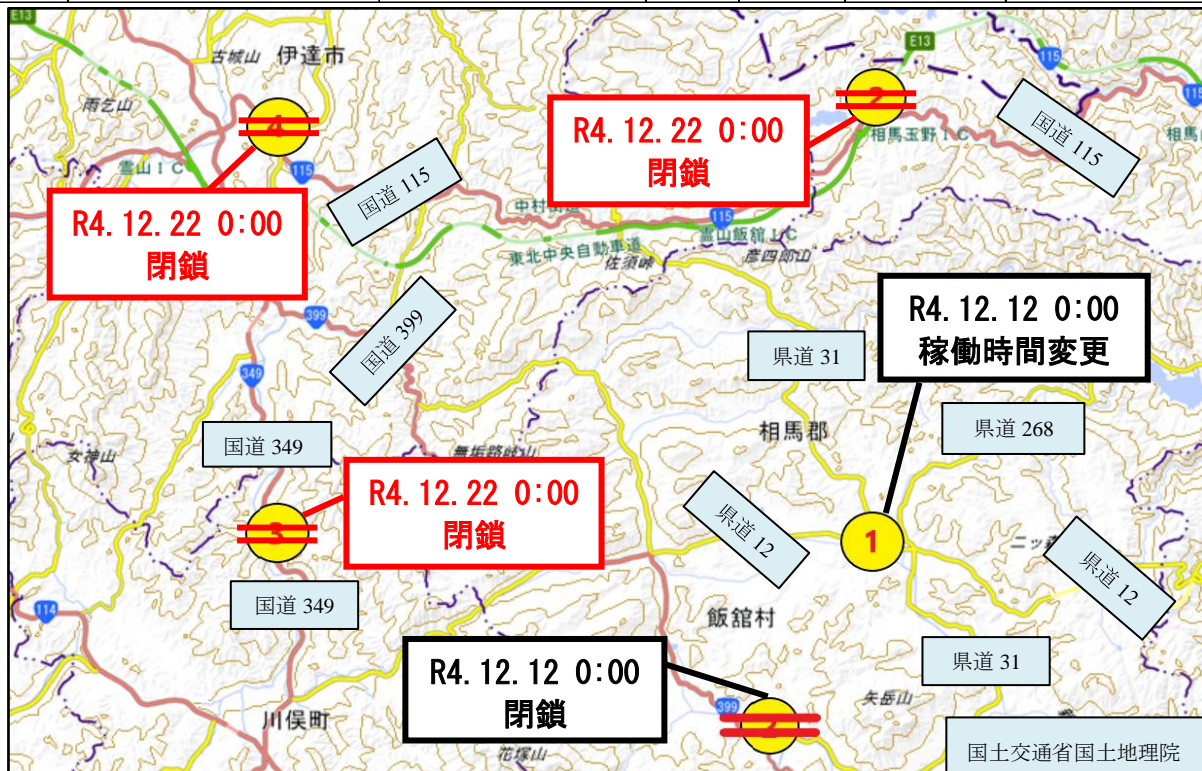
総括班 本多

電話 024-521-7365 (内線 3225)

消毒ポイント（畜産関係車両消毒実施箇所）の設置について

以下の地点に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両の消毒を行っています。
 なお、令和4年12月22日から、以下のとおり変更しました。

番号	設置箇所	住所	消毒方法	証明書発行	稼働	備考
1	旧JAそうまいたて ミートプラザ	飯舘村草野大師堂1	動噴	有	24時間 6～20時	R4. 12. 12 0:00 変更
2	飯舘村地域防災セン ター駐車場	飯舘村飯舘町102-1	動噴	有	24時間	R4. 12. 12 0:00 閉鎖
	国道115号線(東北中 央自動車道 相馬玉野 インターチェンジ出口 付近)	相馬市東玉野地内	動噴	有	24時間	R4. 12. 22 0:00 閉鎖
3	川俣町 おじまるさ と交流館	川俣町水島町畑12	動噴	有	24時間	R4. 12. 22 0:00 閉鎖
4	国道115号線	伊達市霊山町山戸田 地内	動噴	有	24時間	R4. 12. 22 0:00 閉鎖



本病の感染拡大防止措置の取組に御協力をお願いします。

問合せ先

- 福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部（福島県庁内）
電話：024-521-7365